

NPO法人のみなさまへ 認定・特例認定申請の事前相談をご利用ください

認定・特例認定の申請手続きに関しては、申請に必要な書類や各種基準など、ご留意いただかなければならない事項が多くあります。このため、仙台市では、申請手続きが円滑に進められるように、認定・特例認定の各種基準などの説明や、申請書類の作成に関するご相談やご質問をお受けする事前相談を実施しております。

認定・特例認定の申請をご検討中の法人の皆様、事前相談をご利用ください。

事前相談は予約制となっております。事前にお電話で、相談日時をご予約ください。

< 認定・特例認定の事前相談・申請窓口 >

仙台市 市民局 市民協働推進課 NPO認証係

電話：022-214-1080（直通）

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

Q1 認定・特例認定とは、どのような制度ですか？

- ・NPO法人への寄附を促して法人の活動を支援することを目的に設けられた制度です。一定の基準を満たすNPO法人について、所轄庁が認定・特例認定を行います。
- ・認定・特例認定を受けたNPO法人に対して寄附を行った場合、寄附金の税額控除が受けられるなどの税制上の優遇措置が設けられています。

「税制上の優遇措置」及び「認定・特例認定を受けるための基準」は、裏面をご覧ください。

Q2 認定NPO法人とは？

- ・一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。
- ・認定の有効期間は、認定の日から5年間です。認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとするNPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります。

Q3 特例認定NPO法人とは？

- ・法人設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）は含まれません）を満たすものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。
- ・特例認定の有効期間は、特例認定の日から3年間です。特例認定の有効期間の更新はありません。

Q4 どのような税制上の優遇措置がありますか？

認定・特例認定NPO法人への寄附者に対する税制優遇措置と、認定NPO法人自身が受けられる税制優遇措置があります。概要は以下のとおりです。

		認定	特例認定
寄附者	個人	<p>所得税の控除（又は のどちらかを選択）</p> <p>所得控除：寄附金の額の合計額 - 2 千円 = 寄附金控除（所得控除）額</p> <p>税額控除：(寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 40% = 税額控除額</p> <p>（注1）寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。</p> <p>（注2）税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。</p>	
	個人	<p>個人住民税の控除（税額控除のみ）</p> <p>(寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 10% (都道府県民税 4% + 市区町村民税 6%) = 税額控除額</p> <p>（注1）寄附金の額の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度です。</p> <p>（注2）都道府県民税については都道府県が、市区町村民税については市区町村が、条例で指定した寄附金である必要があります。</p>	
		<p>年収 300 万円の方が 1 万円寄附した例（所得税の税額控除を選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税 (10,000 円 - 2,000 円) × 40% = 3,200 円 ・ 個人住民税 (10,000 円 - 2,000 円) × 10% = 800 円 <p>合計 4,000 円が税額から控除</p>	
	法人	<p>一般のNPO法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けてられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。</p>	
	相続人等	<p>相続又は遺贈により財産を取得した人が、認定 NPO 法人にその取得した財産を寄附した場合には、その寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。</p>	×
	認定NPO法人	<p>みなし寄附金制度</p> <p>収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内（所得金額の50%又は200万円のいずれが多い額までの範囲）で損金算入が認められます。</p>	×

（注） ...税制上の優遇措置の適用あり、×...適用なし

Q5 認定・特例認定を受けるための基準とは？

・ 次の基準を満たす必要があります。

1 パブリック・サポート・テスト(PST)に適合していること(特例認定を受ける場合は除く。)

パブリック・サポート・テスト(PST)とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断する基準です。次のいずれかの基準を満たす必要があります。

【相対値基準】実績判定期間において、収入金額に占める寄附金の割合が20%以上

【絶対値基準】実績判定期間において、年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上

2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。

3 運営組織及び経理が適切であること。

4 事業活動の内容が適正であること。

5 情報公開を適切に行っていること。

6 各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること。

7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

8 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

9 欠格事由のいずれにも該当しないこと。

認定・特例認定の申請をご検討されるにあたり、別添の「事前チェックシート」でのご確認をお勧めします。